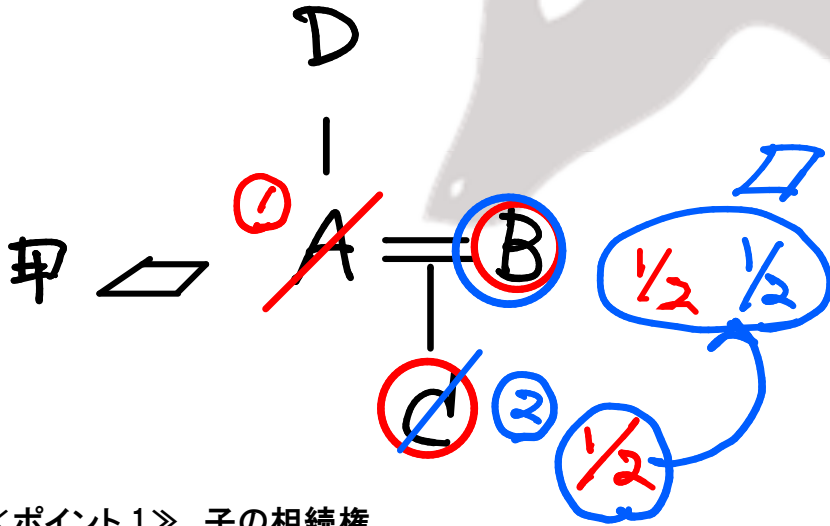


5

相続権 管業 R02-01-2 <<#420>>

【問】 正誤をつけよ。

土地甲を所有するAが死亡した。なお、Aには配偶者B、子C、直系尊属の父Dのみがいるものとする。Aが死亡した後に、Cが交通事故で死亡した場合には、Bのみが甲を相続する。なお、Cには配偶者及び直系卑属はいないものとする。



【答え】 正しい

<<ポイント1>> 子の相続権

被相続人の子は、相続人となる。(民法 887 条 1 項)

<<ポイント2>> 直系尊属及び兄弟姉妹の相続権

次に掲げる者は、887 条の規定により相続人となるべき者がいない場合には、次に掲げる順序の順位に従って相続人となる。

- 1 一 被相続人の直系尊属
- 2 二 被相続人の兄弟姉妹 (民法 889 条 1 項 1 号、2 号)

- ⇒ 子がいなく、直系尊属
- ⇒ 子も直系尊属もないとき、兄弟姉妹

<<ポイント3>> 配偶者の相続権

被相続人の配偶者は、常に相続人となる。この場合において、第 887 条又は前条の規定により相続人となるべき者があるときは、その者と同順位とする。(民法 890 条)

★ 相続権

1. 配偶 は 常に 相続人

2. ① 子

② 直系尊属

③ 兄弟姉妹

いらないとき